

【居宅介護支援重要事項説明書】

(令和 7 年 9 月 1 日現在)

当事業所が提供するサービスについての相談窓口は・・・

担 当 中澤 洋子 (管理者)

電 話 0 2 6 3 - 5 3 - 5 6 1 6

(受付時間：午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0

月曜日から金曜日)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	居宅介護支援事業所 こまくさ野村
所在地	塩尻市広丘野村 2 1 4 6
介護保険事業所番号	2 0 7 1 5 0 0 4 5 4
※通常のサービス提供地域	塩尻市全域 (ただし北小野勝弦、宗賀日出塩、宗賀本山、檜川の各地区を除く)

※ 上記の地域以外でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

区 分	常 勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1 名		事務所の管理業務	1 名 (介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	2 名	0 名	居宅介護支援事業	2 名

(3) 事業所の営業日および営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日 (ただし、管理者が必要と認めた場合は土日 も営業します。) ただし、国民の祝日、1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日 および、8 月 1 3 日から 1 5 日までを除く。
営 業 時 間	午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 3 0 分まで

2. 居宅介護支援の内容、提供方法

(1) 居宅サービス計画の作成

次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者および家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(2) 経過観察・再評価

1 居宅介護計画作成後、次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態をもとに、定期的にサービスの再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等を行います。

3. 利用料金

(1) 利用料

要支援または要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

※保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき介護保険法に定められた、居宅介護支援費の全額を頂き、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出すると、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

無 料

※ただし前記1の(1)のサービス提供地域以外の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。100円/5km

(3) 解約料

無 料

(4) その他

※支払方法 料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払方法は、銀行振り込み現金集金のいずれかと致します。

4. 当居宅介護支援事業所の方針

(1) 運営方針

① 事業者の介護支援専門員は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、又利用者の選択に基づき、適切な医療保健サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的に提供されるよう配慮します。*注1

② 事業者の介護支援専門員などは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービスなどが特定の種類または特定の居宅介護サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。*注2

③ 事業の実施に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護老人保健施設、地域包括支援センター等との連携に努めるものとします。

④ 国が定めた法を遵守し、厚生労働省法令第38号、指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準の諸規定に従い、その業務を遂行します。

⑤ 居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。*注3

*注1 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることや選定理由について説明を求めることが出来ます。

*注 2 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

*注 3 居宅介護支援提供にあたり介護保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更のあった場合は速やかにお知らせください。また要介護認定更新の申請など必要な援助を行います。

○尚病院等に入院する必要がある場合には早期に病院等との情報交換や連携をさせていただきたく病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えていただきますようご協力願います。

(2) 当居宅介護支援事業所の特徴

- ① 介護支援専門員の変更ができます。変更を希望される方は、ご遠慮なくお申し出ください。
- ② 契約後居宅サービス計画作成段階途中での、利用者のご都合による解約に対し、解約料はいただきません。
- ③ 面接、調査の方法は、“居宅サービス計画ガイドライン”に基づきます。
- ④ 介護支援専門員への研修を定期的実施しております。(採用後3ヶ月研修期間。その後毎年2～3回、事業所外研修等、研修期間を設ける。)

5. 秘密保持

- (1) 事業者、及び介護支援専門員および事業者の使用するものはサービス提供をするうえで知りえた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。
- (2) 事業者は、利用者にあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族にあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の家族の個人情報を用いません。

6. 事故発生時の対応

事業者は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。またサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

7. サービス内容についての苦情

当事業者の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している、各種サービスについての相談、苦情等を承ります。

電話 0263-53-5616

担当 中澤 洋子

佐々木 恵子

伊藤 麻理子

当事業所以外に、市町村の窓口的苦情等を伝えることができます。

○ 塩尻市役所 健康福祉事業部 長寿課 介護保険係

電話 0263-52-0285 (直通)

○ 松本市役所 健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当

電話 0263-34-3213

○ 長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

電話 026-238-1580

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：小嶋 秀裕

(2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知します。

(4) 虐待の防止のための指針を整備しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組み

を積極的に行います。

- (1) 切迫性…直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12. 当法人の概要

名 称	社会福祉法人 恵和会
施設の名称	在宅複合施設 こまくさ野村
代表者役職、氏名	理事長 原田 恵智子
所在地、電話番号	長野県塩尻市広丘野村 2146

定款の目的に定めた事業

1. 老人通所介護（一般、地域密着型認知症対応型）
2. 老人短期入所生活介護
3. 地域密着型認知症対応型共同生活介護
4. 地域密着型特別養護老人ホーム
5. 老人訪問介護
6. 塩尻市北部地域包括支援センター（市委託）
7. 老人居宅介護支援事業所
8. 診療所

施設・拠点等

老人デイサービス（一般1ヶ所、認知症対応型1ヶ所）	
老人短期入所生活介護	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護	2ヶ所
介護老人福祉施設	1ヶ所
老人訪問介護	1ヶ所
塩尻市北部地域包括支援センター（市委託）	1ヶ所
居宅介護支援事業所	1ヶ所
診療所	1ヶ所

【 契約をする場合は、以下を確認してください。】

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住所

氏名

印

【代理人】

住所

氏名

印

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明をしました。

【事業者】

長野県知事指定 第 2071500454 号

住所 長野県塩尻市広丘野村 2146

名称 社会福祉法人恵和会

居宅介護支援事業所 こまくさ野村 印

管理者 中澤 洋子

【説明者】

所属 居宅介護支援事業所 こまくさ野村

氏名 中澤 洋子 印